

原議保存期間	10年（平成41年3月31日まで）
有効期間	一種（平成35年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
（参考送付先）

警察庁丁運発第149号
平成30年7月25日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
各方面本部長

自動車の運転に関する教習の適正な水準の確保に向けた適切な指導監督の実施について（通達）

今般、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（平成30年7月25日付け警察庁丙運発第51号）により通達したとおり、「指定自動車教習所業務指導の標準」を一部改正し、指定自動車教習所の定期報告に「教習内容、教習期間、教習料金等が記載された入所案内等に関する資料」を追加した。

これら資料には、教習所の特徴を始め、教習内容、教習期間、教習料金等が明示されているなど、当該教習所においてどのような教習が行われているのかを把握するための基礎的な情報が記載されており、各指定自動車教習所が適正な教習水準を確保しているか確認する際の参考となることから、今回、報告事項として追加したものである。

各位にあつては、こうした趣旨を踏まえ、指定自動車教習所に対する適切な指導監督に努められたい。